

部活動の実施に関する留意事項(改訂版) (令和4年1月25日時点)

レベル2

【衛生管理マニュアル(2021.11.22 Ver.7) 52～54P 参照】

密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重な検討が必要です。

【運動部活動における留意事項】

1 県外での活動について

- 県外の大会等への参加は、真にやむを得ない場合を除き控えること。
真にやむを得ない大会と判断して参加する場合は、保護者の同意を必ず得た上で、校長の責任の下、慎重に判断すること。
また、会場への移動・食事・宿泊、会場での更衣室や会議室の利用時などにおいても、生徒、顧問等の感染防止対策を講じること。
※ 大会参加校の関係者等に感染者が確認された場合は、大会主催者と参加校の間で十分協議した上で、活動内容の変更や中止、大会への参加の取りやめについて検討すること。
- 県外の練習試合や遠征及び、県外の学校等を招いての活動については、秋田県の「地域の感染レベル」が2以上の期間は実施しないこと。

2 県内での活動について

- 校内における活動については、直近に大会を控えている部活動を除き、当面の間、実施しないこと。なお、直近の大会に向け活動を行う場合にも、感染防止対策を徹底した上で、活動日数や時間、内容等を十分に精査し必要最小限の活動とすること。
- 県内の大会等への参加は、県外と同様に、真にやむを得ない場合を除き控えること。
- 県内校同士の練習試合及び合同練習等の他校との交流や宿泊を伴う活動（合宿等）についても、当面の間、実施しないこと。

3 全国大会等に出場する個人及びチームの県外との交流について

- 全国大会等に出場する個人及びチームが、強化等のために県外との交流を計画する場合や中央競技団体等の要請による代表合宿に招集された場合などは、個別の対応が想定されることから、事前に保健体育課に相談すること。

4 その他

- 上記において、真にやむを得ないと判断し、県外との往来や県外チームとの交流を行った場合には、帰県後に十分な健康観察期間を設けるとともに、必要に応じてPCR検査等を行うなど、適切な対応をすること。
- 活動時間や休養日については「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月スポーツ庁)及び「運動部活動運営・指導の手引」(平成30年8月秋田県教育委員会)に準拠し、感染拡大防止の観点からも、より短時間で効果的な活動に積極的に取り組むこと。
- 各競技の国内統括団体である中央競技団体は、競技ごとの特性を踏まえた独自のガイドライン(指針)作りや改訂を進めており、随時ホームページに掲載・公開することとしているので、その動向を注視するとともに、各競技が採るべき最新の感染防止対策を講じること。

- 活動途中で集団でまとまって昼食をとらないこと。また、活動終了後に、生徒同士で食事することを控えるよう、特に指導を徹底すること。
- 練習等において、審判を依頼したり、保護者や関係者が試合観戦したりする場合も、十分な感染対策を講じること。
- 本件に関する各種問合せについては、保健体育課まで連絡すること。

【文化部活動における留意事項】

- 運動部活動における留意事項に準ずること。
- 活動する際は、文化芸術団体が作成するガイドライン及び「文化部活動運営・指導の手引」（平成31年3月秋田県教育委員会）に準拠すること。
- 活動場所を分散し、一部屋の人数を減らすなど、実施方法を工夫し、互いに接近したミーティング等は避けること。
- 吹奏楽部や合唱部などは、パートごとに時間差を設けての練習や、向かい合って練習しないなど、練習方法を工夫すること。
- コンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における演技、演奏時間等のもとより、会場への移動・会食・宿泊、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、顧問等の感染拡大を防止するための対策を講じること。

部活動について、競技中や練習中だけでなく、生徒同士での会食、長時間の集団での移動、寮生活などを含め、長時間にわたって生徒や指導者が行動を共にしている場合は、集団内での感染拡大の可能性が高まると考えられると指摘されている。部活動の内外を問わず、集団で長時間活動する場合は、感染症対策を徹底することが必要である。

【具体的な感染症対策】

- 飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける。
- こまめな手洗いを励行する。
- 体調のすぐれない生徒などは部活動への参加を見合わせ、自宅で休養する。
- 部活動の練習場所や更衣室など、また食事や集団での移動の際の三密を避ける。